

独立行政法人改革に係る評価の見直しについて

独立行政法人等の改革に関しては、「経済財政改革の基本方針2007」(H19.6.19 閣議決定)において、すべての独立行政法人について、整理合理化計画を策定するなどを決定。

これを踏まえて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取り組み方針」(H19.7.11)をとりまとめ、その中で、研究開発評価に関連する事項等は別紙1の通り。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(H19.12.24 閣議決定)における評価のあり方については、別紙2の通り。

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取り組み方針(H19.7.11 政策評価・独立行政法人評価委員会)における研究開発評価に関連する事項等

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定(参考))を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針

(2) 中期目標期間終了時の事務・事業の見直しにつながる業務の在り方の検討に資する評価

- ① 法人の各業務について、国の政策の重点化・効率化や社会情勢の変化等に対応して適切な重点化・効率化が行われているかどうかという観点から評価が行われているか。
- ② 同種・類似業務を行っている他の法人や機関との比較等を行い、当該業務を独立行政法人という組織形態や当該法人で行う必要性等についての評価が行われているか。

独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24 閣議決定)における評価のあり方に関連する事項

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

ア 主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。

イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。

ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。

エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。

オ 各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。

カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。

平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針における研究開発評価の在り方(H18.7.18 政策評価・独立行政法人評価委員会)に関連する事項等

1 基本的な見直しの考え方

2 共通的な見直しの視点

- (1)業務の廃止・縮小・重点化
- (2)経費の縮減、業務運営の効率化
- (3)自己収入の増加
- (4)情報提供(ディスクロージャー)の充実

① 事業ごとの評価・分析が適切に行われ、事業の見直しや運営の効率化に役立てられているか。事業効果の高いものへの重点化、事業全体の効率化を図る観点から、費用対効果分析や政策コスト分析などの情報を充実させるべきものはないか。

3 業務の類型ごとの主な見直しの視点

- (1)融資等業務
- (2)その他の業務
 - ア 教育・訓練・研修業務
 - イ 施設の設置・運営業務
 - ウ 助成業務
 - エ 調査・研究開発業務

独立行政法人においては、研究開発を本来業務とするもの、本来業務に付随する調査研究をその業務の一部とするものがみられる。業務の運営実態についてみると、i)他の独立行政法人等でも類似性の高い研究テーマの設定や研究開発プロジェクトが行われているとみられる、ii)関連する情報の収集・提供業務に多額の支出を伴っているなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 所期の目的どおりに研究成果が上がり、それが有効活用されているか。
- ② 他の機関でも類似性の高い研究開発プロジェクトを実施している場合、合理化、共同実施を図ることはできないか。
- ③ 調査・研究開発業務に関連して行われる情報収集・提供業務に係る支出や利用料等による収入はどのように推移しているか。支出の縮減、収入の増加を図ることはできないか。
- ④ 調査・研究開発に係る評価はどのように行われているか。評価結果をその後の業務にフィードバックする仕組みはどのようにになっているか。
- ⑤ 社会経済情勢の変化や政策の重点化等に対応できていない研究、緊急性や必要性の乏しい研究、長期間ほぼ同様のテーマを設定して行っている研究等はないか。他の業務に付随して調査研究業務が行われている場合、引き続き実施する必要はあるか。